三原市立沼田小学校いじめ防止基本方針

１　国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

〇いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

〇全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

〇いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

基本方針の内容

〇いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

〇国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が不可欠である。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる
○軽く、または強くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○金品をたかられる。また、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

３　いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査６の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は１割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も１割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることを日頃から心がけておかねばならない。

４　いじめ防止についての基本的な方向

（１）いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校では小規模校の良さを生かし、日頃から教職員間で児童の変化や様子について情報交換を行い、共通理解をはかる。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童の指導・支援を複数体制で行う。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携も並行して行う。

本校では教職員が平素より、職員研修や職員間での情報交換により情報交換を密に行う。その中で発覚した児童間トラブルに対しては当該児童の担任・生徒指導担当・管理職・養護教諭で即座にチームを作り、校内でまず複数の対応を当日のうちに行う。必要に応じて、生徒指導担当を窓口として、校外での関係機関との連携を行う。

（４）地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。このため、定期的に『生徒指導便り』を発行し、いじめを含め、児童の学校での様子についても地域や家庭へと伝えていく。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（５）関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との

適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

５　組織の設置について

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であるとし、校長を中心に全教職員が一致協力した体制を確立するために、「いじめ防止に係る校内組織」を設置する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

〇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

〇いじめの相談・通報の窓口としての役割

〇いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

〇いじめに関する情報収集・記録・共有、記録の保存・引継ぎを行う役割

〇いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

等を担う。

いじめ防止に係る校内組織のメンバーは、原則として、学校の管理職、生徒指導担当教員、各担任、養護教諭、いわゆる校内の全教職員がこれに当たる。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

生徒指導年間計画の中に、いじめに対する年間計画を盛り込み、計画的に実行する。例えば、「いじめはいけないこと」「何がいじめなのか」ということは、いじめの起きやすい４月下旬や９月上旬など、年間計画に位置付け、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく.いじめ防止に係る校内組織を活用し、複数の教職員で行う。その際、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、周辺の状況等の客観的な確認を行いながら判断するものとする。

６　生徒指導体制、教育相談体制について

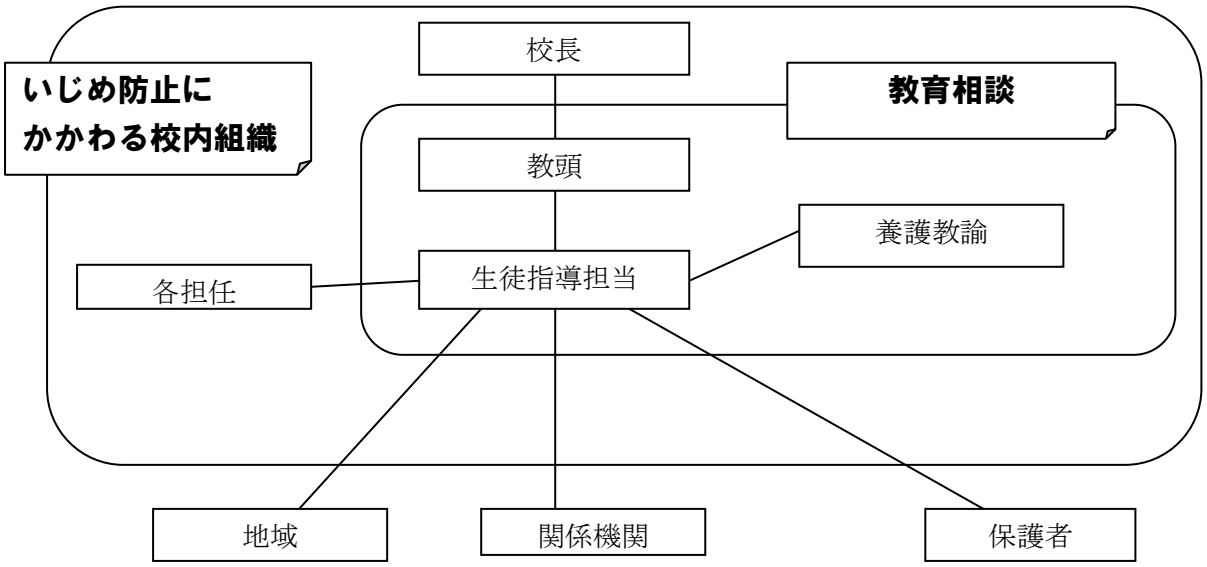

７　いじめ防止についての具体的な取組内容

（１）未然防止のための取組

①　いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒に対しても全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

②　いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

③　いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏ま

え、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくことを全教職員が心がける。また、学級や学年、クラブ活動などの人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくよう留意する。並行して、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育成する。

④　自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身についていくものであることを踏まえ、幼稚園や保育所、中学校や同学校種間で適切に連携して取り組む。

⑤　児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを児童会を中心として行う。この際、教職員は全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割になるように徹する。

（２）早期発見の取組

いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒及び保護者に対する定期的な調査を行う。具体的には、学期毎に１回（年３回）のアンケート収集を行う。児童生徒による記述が認められた場合、いじめ組織に係る校内組織を活かして、複数人で事実確認を行う。

また、日頃から教頭・生徒指導担当・養護教諭をメンバーとした教育相談窓口を児童に周知し、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

これに加え、校内研修を通して、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを全教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することの出来る土壌を形成す

る。

このため、全教職員は日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互で積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

（3）いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止に係る校内組織に速やかに情報を共有する。その後は、組織が中心となって、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、緊急会議を開き、これらの対応について、教職員全員の共通理解をもち、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携の下に取り組みを進める。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

なお、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境

の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

③　いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

⑤　いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。例え、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑥　ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

携帯電話のメール等を利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、携帯電話の所持率などを児童生徒・保護者へのアンケート等から明らかにし、学級懇談会や講演などの機会を設け、適切に保護者の理解を求めていく。

（4）重大事態への対処について

重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者の判断の下、適切と判断された場合に主体となって調査を行う。その際、速やかに調査組織を設置するが、その構成は弁護士や精神科医、学識経験者や心理や福祉の専門家などの専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）も含める。

なお、調査においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限りに網羅的に明確にし、複数人で調査した内容を、必ず記録に残し、保管する。

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、調査はいじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として、在籍児童生徒や教職員への質問紙調査や、いじめられた児童生徒等からの聞き取り調査を行う。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

組織として複数人で対応に当たることで、調査による事実関係を確認するとともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

また、調査の結果明らかになったことは、適時・適切な方法を通して、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。例えば、いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかを、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら適切に提供する。

（５）基本方針や取組についての検証・修正等について

当該組織は、学校基本方針及び定められたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックを行う。具体的には、児童アンケートに応じて、各学期に一回以上教員評価を行い、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応・組織的な取組等がなされたかを評価するよう留意する。

教員評価の後、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や、必要に応じた計画の見直しを校内研修の中で行い、ＰＤＣＡサイクルを用いた検証を行う。

８　教職員の資質能力向上について

校内研修を通して、校内におけるいじめへの対応、早期発見・対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、共通認識をもって対応に当たれるようにする。そのため、少なくとも年に１回以上、いじめを初めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また、これらを徹底するために、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

年１回以上互いの授業を参観し合う機会を年間計画の中に位置づけ、実施する。その際、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにし、全教職員でわかる授業づくりに取り組む体制をつくる。